

大和市文化財保護審議会規則をここに公布する。

平成31年3月28日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第10号

大和市文化財保護審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大和市附属機関の設置に関する条例（昭和33年大和町条例第9号）により設置された大和市文化財保護審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 審議会の委員（以下「委員」という。）は、専門の学識経験者のうちから市長が委嘱する。

(会長)

第3条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任することができる。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(所掌事務)

第5条 審議会は次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第190条第3項の規定に基づき本市における文化財の保存及び活用に関する重要事項について、市長の諮問に応じて調査審議し、並びにこれらの事項に関して市長に建議すること。

(2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者が管理を行う施設のうち、文化財施設の管理について意見を述べること。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 施行日以後に最初に委嘱される委員の任期については、第4条第1項の規定にかかわらず、委嘱の日から平成32年3月31日までとする。